

離婚届

令和 7 年 9 月 19 日届出

愛知県碧南市長殿

受理	令和	年	月	日	
第					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 紙	住 民 票

		夫		妻	
(フリガナ)		シンカワ	タロウ	シンカワ	マイナ
氏名		新川	太郎	新川	まいな
生年月日		□昭和 □平成 □令和 □()	元年 4 月 20 日	□昭和 □平成 □令和 □()	3 年 1 月 31 日
住所		□同右 愛知県碧南市松本町 28 (番地)	□同左 愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 (番地)		
〔住民登録をしているところ〕		アパート・マンション名等		アパート・マンション名等	
(2) 本籍		愛知県碧南市松本町 28 (番地)			
〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕		新川 太郎			
父母及び養父母の氏名 父母との続柄		夫の父 新川 一郎	続柄	妻の父 大浜 淩	続柄
〔右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください〕		母 新川 花子	長男	母 大浜 舞衣	二女
〔続柄〕		養父	続柄	養父	続柄
〔続柄〕		養母	続柄	養母	養女
(3) (4) 離婚の種別		□協議離婚	□和解	年 月 日成立	
		□調停	□請求の認諾	年 月 日認諾	
		□審判	□判決	年 月 日確定	
(5) 婚姻前の氏にもどる者の本籍		□夫は □もの戸籍にもどる □妻は □新しい戸籍をつくる			
		愛知県碧南市塩浜町七丁目135 (番地)	フリガナ オオハマ マイナ 筆頭者の氏名 大浜 まいな		
(6) 未成年の子の氏名		夫が親権を行う子 新川 みどり	妻が親権を行う子 新川 みなみ		
(7) 同居の期間		□同居を始めたとき □昭和 平成 25年 4月から	□別居したとき □昭和 平成 3年 10月まで		
(8) 別居する前の住所		□別居していない 愛知県碧南市松本町 28 (番地)			
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事		1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(10) 夫婦の職業		(国勢調査の年… 令和7年4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 08 妻の職業 08			
その他		令和8年4月1日以降は、記載不要			
自署した場合は、押印不要					
確認済		夫 新川 太郎 印		妻 新川 まいな 印	
□住所地 □本籍地 □新本籍 □戻る戸籍					
届出人署名 (※押印は任意)					
事件簿番号		連絡先 電話 (0566) 41-3311 夫・妻・自宅 勤務先 携帯		住定日 夫妻	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 □には、あてはまるものに印のようにしてください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 1 台湾
 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき → 調停調査の謄本
 審判離婚のとき → 審判の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき → 和解調査の謄本
 認諾離婚のとき → 認諾調査の謄本
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

署名 (※押印は任意)	新川 一郎 印	大浜 淩 印
生年月日 □昭和 □平成 □令和 □()	41年 2月 22日	□昭和 □平成 □令和 □()
住所 愛知県碧南市平和町 3丁目6 (番地)	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 (番地)	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 (番地)
本籍 愛知県碧南市平和町 三丁目6 (番地)	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 (番地)	愛知県碧南市塩浜町 7丁目135 (番地)

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
 (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることされています。
 この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないことされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

□面会交流について取決めをしいている。
 □まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしをつけてください。

□養育費の分担について取決めをしている。
 取決め方法:(□公正証書 □それ以外)
 □まだ決めていない。

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があつても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
 面会交流や養育費の他、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】http://www.houterasu.or.jp